

# 元職員逮捕事案調査報告書概要版

## 第1 調査の概要等

- ・ 調査の目的：原因究明と再発防止等の方策
- ・ 調査対象期間：平成31年4月1日から令和5年3月31日  
調査対象業務：東部地区新産業拠点（栗東ニューテクノパーク）における企業立地業務
- ・ 調査方法：聴取、書面調査、公判での情報収集等
- ・ 調査項目：収賄事件、元職員の業務内容及び仕事の進め方、組織としての事業の進め方等

## 第2 経過等

### 1 経過概要

令和5年

- 10月4日 元職員が収賄の容疑により逮捕
- 10月18日 調査委員会の立ち上げ
- 10月25日 起訴及び再逮捕
- 11月15日 追起訴
- 12月11日 第1回公判
- 12月21日 第2回公判

令和6年

1月12日 第3回公判

判決：懲役2年6か月、執行猶予3年  
追徴金1,050万円

### 2 逮捕、起訴の対象となった事件の概要

- 収賄側 元職員：栗東ニューテクノパークに企業を立地する事務に従事。部長級職員。
- 贈賄側 会社役員：開発地の土地所有者で構成される委員会の委員。  
栗東ニューテクノパークの土地の売買につき、有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼及び今後も同様に有利かつ便宜な取り扱いを受けたいとの趣旨の下に合計1,050万円を無金利、無担保で貸借

## 第3 逮捕・起訴事実、組織による事業遂行に関する調査

### 1 聴取項目の設定

- (1) 元職員の人柄、仕事ぶりについて
- (2) 会社役員と元職員との関係について
- (3) 事業の進め方の確認
- (4) 公判で明らかになった事実の検証
  - ア 企業からの東部地区進出への意向を受けた元職員は、第1期用地の売買に関して、土地所有者と売却先に対し売買契約の成立の調整等を行うに際し、用地価格の調整を行った。
  - イ 元職員は、BCゾーンの用地の売買に関して、土地所有者と売却先に対し売買契約の成立の調整等を行うに際し、用地価格の調整を行った。
  - ウ 元職員は、第2期用地の売買に関して、土地所有者と売却先に対し売買契約の成立の調整等を行うに際し、用地価格の調整を行った。

### 2 聴取結果

- (1) 元職員は都市計画法に詳しく、業務には進んで取り組み、責任感があり、指示も具体的な頼れるリーダーであった。
- (2) 元職員と会社員の間には、個人的な付き合いはなかった。
- (3) 仕事にあたり、一人で外出し、意図的に行先や予定を告げず、協議録も残していなかった。元職員は一步踏み込んで事業に取り組みないと企業立地がうまく進んでいかないという認識。
- (4) 用地価格の調整にあたっては元職員が一人で行い、他の関係職員には知らせなかった。ただし、価格調整の一端ともとれる協議等に携わった関係職員もいた。また、単独行動や用地価格の交渉に警鐘を鳴らした関係職員もいた。  
令和3年7月1日施行の工場等立地促進条例で明確化した「市の支援」はその解釈の点において、職員間で差異が生じていた。

## 第4 本件事案の調査結果に基づく問題点、課題等

- 1 部長級職員の単独行動
- 2 協議録を残さなかったこと
- 3 コンプライアンスの問題
- 4 条例の理解と金額交渉、民間取引での留意
- 5 マネジメントの問題

## 第5 再発防止に向けた今後の対策

- 1 組織・サービス・人事に関する取組
- 2 記録管理
- 3 公務員倫理の確保に向けた取組
- 4 民間取引と市の役割
- 5 公益通報

## 1 部長級職員の単独行動

- ・部下から咎める声があったものの、やめることは無かった。
- ・朝礼の際にも外出予定を告げなかった。
- ・協議室での単独での協議や、私用電話での協議。

## 2 協議録を残さなかったこと

- ・単独で行動したとしても記録を残すようにという部下からの声もあった。

## 3 コンプライアンスの問題

- ・元職員のコンプライアンス意識の希薄さ、ないしは欠如が本事案の要因。
- ・「栗東市職員倫理規程」における関係事業者等との接触に関する規制により金銭の貸し付けを受ける事は禁止。

## 4 条例の理解と金額交渉、民間取引での留意

- ・元職員は、公正公平を旨とする公務員が民間取引である土地売買の価格調整を行うことはしてはいけないことであると十分承知しつつ行っていた。
- ・関係職員は、価格調整について元職員と同じような積極的な関与をしていたわけではないが、関与していないとは言い切れない。土地所有者に協力を求める際に、売買実績を引き合いに出し協力を依頼していたことは、価格調整の範疇とも捉えられる可能性がある。
- ・業務の遂行にあたり条例に定める「支援」の範囲が全担当職員に統一して正しく理解されていなかった。

## 5 マネジメントの問題

- ・強いリーダーシップを発揮する上司に対して、単独行動等を制御することができず、結果としてこれらの行動を黙認してしまうに至った。

## 問題点・課題等のまとめ

市は組織として、健全な行政運営を行うための市自身の管理体制が不十分であり、元職員が単独行動をとったことや記録を残さなかったことについては、市としてそれを制御できなかったこと、コンプライアンスの意識が希薄な職員が存在していたこと、特定の職員に依存していたこと、そしてこれらを包含する風土を市は持っていた。本事案が生じた要因として市の管理体制を見直さなければならない。

## 再発防止に向けた今後の対策

### 1 組織・サービス・人事に関する取組

- ・部長級をはじめとする幹部職員へのマネジメント等研修の実施。
- ・複数対応等の徹底。
- ・定期的な職員ヒアリングの実施。
- ・風通しの良い職場づくり。
- ・関係例規等の整備。

### 2 記録管理

- ・文書管理条例に基づく記録管理による情報共有。

### 3 公務員倫理の確保に向けた取組

- ・公務員倫理の高揚を目指す研修の充実。
- ・職員自身による公務員倫理の定期的な点検。
- ・コンプライアンスの推進体制の整備。

### 4 民間取引と市の役割

- ・民間取引への市の支援や事業の遂行に際して留意しなければならない問題についての再確認と周知。

### 5 公益通報

- ・類似事案の発生を未然に防止するため、公益通報制度を活用する。

## 参与による総括

### 1 ガバナンスについての総括 新川参与：学識者

問題事例を生みやすい業務については、その執行の適正手続きを定める例規の整備が進められることが必要。

組織運営上、権限移譲や命令委任は当然であるが、最終的な責任性を確保できる体制整備が必要。

重要な決定等が、縦割りの業務権限内の組織担当者に限られず、関係部局に組織的に共有される状況を作り出すこと。

民間事業者や市民との対応の技術や知識が不足。

外部性や第三者性のある客観的な監視体制や、業務執行体制が構築できると、ガバナンス体制がよりよく機能する。

### 2 コンプライアンスについての総括 山本参与：弁護士

職員間の情報共有が確実になされるような組織作り（記録管理等）をするというマネジメントが重要。

コンプライアンスを推進するための委員会等の設置。ここに外部委員を入れることで、対象者の職位にかかわらず意見し、是正するよう実効的に働きかけることができる。その外部委員等が窓口となる公益通報窓口を設置し、公益通報者保護を徹底することにより、職員等が安心して通報できる体制を作るべき。